

制 度 名	農地農業用施設災害復旧事業	主管課名	農村計画課 防災 G		
		問合せ先	029-301-4145		
目的・趣旨	異常な天然現象（暴風、洪水、高潮、地震等）により災害を受けた農地、農業用施設（ため池、頭首工、用水路、排水路、揚水機、農道等）の復旧を行う。				
〔対象団体〕 市町村、土地改良区等					
〔気象条件の基準〕 ・ 雨 量：24 時間雨量 80mm 以上あるいは 1 時間雨量 20mm 以上 ・ 洪 水：被災箇所の河川の水位が警戒水位を超えた場合 ・ 地 震：地震については特に震度を定めていない ・ 暴 風：最大風速 15m/s 以上 ・ その他：津波、落雷、地すべり等					
〔採択要件〕 ・ 1 箇所の工事費が 40 万円以上 ・ 復旧工法は原形復旧を原則 など					
〔補助率〕 ・ 国の基本補助率は、農地は 50%、農業用施設は 65% ※ 1 戸当たり農家負担額によっては、「暫定法」の補助率増高措置が適用される場合がある ※ 激甚災害に指定されると、「激甚法」による補助率高上げ措置が適用される場合がある					
〔根拠法令〕 ・ 「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」（通称「暫定法」） ・ 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（通称「激甚法」）					
区 分		国	県	市町村等	備考
農地		(96) 50	(一) －	(4) 50	※ () 値は激甚災害指定時の過去 5 ヲ年の国庫補助率の平均の場合を記載
農業用施設		(99) 65	(一) －	(1) 35	
〔令和 7 年度当初予算額〕 38,800 千円		〔令和 7 年度補助対象団体〕 市町村、土地改良区等			
〔備考〕					